（R元.１０改訂）

遺言書検認の申立てについて

●概要

遺言書（公正証書による遺言を除く。）の保管者又はこれを発見した相続人は，遺言者の死亡を知った後，遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して，その「検認」を請求しなければなりません。また，封印のある遺言書は，家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。

検認とは，相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに，遺言書の形状，加除訂正の状態，日付，署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

●申立権者

□　遺言書の保管者

□　遺言書を発見した相続人

●管轄（申立書を提出する裁判所）

遺言者の最後の住所地の家庭裁判所となります。

遺言者の最後の住所地が山口県内の場合の申立先は，次のとおりです。

（遺言者の最後の住所地）	（申立先）
山口市，防府市 美祢市のうち，旧美祢郡美東町・秋芳町	山口家庭裁判所（本庁） 〒753-0048　山口市駅通り１－６－１ ☎０８３－９２２－９１４８
周南市，下松市，光市	山口家庭裁判所周南支部 〒745-0071　周南市岐山通り２－５ ☎０８３４－２１－２６９８
萩市，長門市，阿武郡	山口家庭裁判所萩支部 〒758-0041　萩市大字江向４６９ ☎０８３８－２２－００４７
岩国市，玖珂郡 柳井市，大島郡，熊毛郡（※）	山口家庭裁判所岩国支部 〒741-0061　岩国市錦見１－１６－４５ ☎０８２７－４１－３１８１
下関市	山口家庭裁判所下関支部 〒750-0009　下関市上田中町８－２－２ ☎０８３－２２２－２８９９
宇部市（船木出張所の所轄区域を除く。）	山口家庭裁判所宇部支部 〒755-0033　宇部市琴芝町２－２－３５ ☎０８３６－２１－３１９８
山陽小野田市，美祢市（旧美祢郡美東町・秋芳町を除く。） 宇部市のうち，船木，東万倉，西万倉，奥万倉，矢矯，芦河内，今富，東吉部及び西吉部	山口家庭裁判所船木出張所 〒757-0216　宇部市大字船木１８３ ☎０８３６－６７－００３６

※遺言者の最後の住所地が，柳井市，大島郡及び熊毛郡の方は，山口家庭裁判所柳井出張所（〒742-0002　柳井市山根１０－２０，☎０８２０－２２－０２７０）に申立書を提出することもできますが，検認手続は山口家庭裁判所岩国支部で行われます。

（R元.１０改訂）

●申立てに必要な費用

□　収入印紙・・遺言書（封書の場合は封書）１通につき８００円分

□　予納郵便切手・・８４円を申立人及び相続人（受遺者を含む。）の数

※　申立人が相続人である場合は，相続人として算出してください。

※　収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。

●添付書類

□　遺言者の戸籍謄本（除籍，改製原戸籍）（出生時から死亡までのすべての戸籍謄本），相続人全員の戸籍謄本

→別添「遺言書検認の申立てに必要な書類（戸籍関係）」を参照してください。

※ 戸籍謄本等の原本還付を希望される場合は，原本と一緒にコピーを提出してください。また，郵送による還付を希望される場合には，返送用の封筒に返送用の郵便切手を貼って同封してください。なお，具体的な還付手続については，申立先の裁判所にお問い合わせください。

※ 法定相続情報一覧図の提出によって代えることもできますが，その場合も必要に応じて，戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。

□ 遺言書の写し（遺言書が開封されている場合）

●手続の内容に関する説明

Q1. 相続人には，検認手続が行われることをだれが連絡するのですか。また，相続人の中には，高齢で出頭できない人がいるのですが，問題ありませんか。

A1. 相続人には，申立後，裁判所から検認期日（検認を行う日）の通知をします。申立人以外の相続人が検認期日に出席するかどうかは，各人の判断に任されており，全員がそろわなくても検認手続は行われます。

Q2. 検認期日には何を持って行けばよいのですか。

A2. 申立人は，遺言書，申立人の印鑑，１５０円分の収入印紙（下記A4. を参照），その他，担当者から指示されたものを持参してください。特に，遺言書は忘れないように，必ず持参してください。

Q3. 検認期日には，どのようなことを行うのですか。

A3. 申立人から遺言書を提出していただき，出席した相続人などの立会のもと，封筒を開封し，遺言書を検認します。

Q4. 検認が終わった後は，どうすればよいのですか。

A4. 遺言の執行をするためには，遺言書に検認済証明書が付いていることが必要です。家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので，検認済証明書の申請（遺言書１通につき１５０円分の収入印紙と申立人の印鑑が必要となります。）をしてください。

（Ｒ元.１０改訂）

遺言書検認の申立てに必要な書類（戸籍関係）

〔戸籍について〕
戸籍は必ず「謄本」又は「全部事項証明」をお取りください。「抄本」や「個人事項証明」は不可。
下記戸籍中，重複（共通）するものはいずれも１通で可。
書類を確認した結果，下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

１　相続人が，「配偶者と第一順位（子・養子）」・「第一順位のみ」の場合

① 遺言者の出生時に初めて載った戸籍から，死亡時までの連続したすべての戸籍（全部事項証明，戸籍謄本，除籍謄本，改製原戸籍謄本といった戸籍を含む。）
② 第一順位の相続人のうち死亡している方がいれば，その相続人の出生時に初めて載った戸籍から，死亡までの連続したすべての戸籍
③ 代襲相続人がいる場合は，代襲相続人の現在の戸籍（３ヶ月以内のもの）
④ 相続人全員の現在の戸籍（３ヶ月以内のもの）

２　相続人が，「配偶者と第二順位（父母（養父母も含む），祖父母）」・「第二順位のみ」の場合

① 遺言者の出生時に初めて載った戸籍から，死亡時までの連続したすべての戸籍（全部事項証明，戸籍謄本，除籍謄本，改製原戸籍謄本といった戸籍を含む。）
② 第一順位の相続人が死亡している場合は，その人の出生時に初めて載った戸籍から，死亡までの連続したすべての戸籍
③ 相続人全員の現在の戸籍（３ケ月以内のもの）

３　相続人が，「配偶者のみ」・「配偶者と兄弟姉妹」・「兄弟姉妹のみ」・「受遺者のみ」の場合

① 遺言者の出生時に初めて載った戸籍から，死亡時までの連続したすべての戸籍（全部事項証明，戸籍謄本，除籍謄本，改製原戸籍謄本といった戸籍を含む。）
② 遺言者の父母　（養父母も含む）の出生時に初めて載った戸籍から，死亡時までの連続したすべての戸籍
③ 第一順位の相続人が死亡している場合は，その人の出生時に初めて載った戸籍から，死亡までの連続したすべての戸籍
④ 第三順位の相続人が死亡している場合は，その人の出生時に初めて載った戸籍から，死亡までの連続したすべての戸籍
⑤ 代襲相続人がいる場合は，代襲相続人の現在の戸籍（３ヶ月以内のもの）
⑥ 代襲相続人が死亡している場合は，その人の死亡の記載のある戸籍
⑦ 相続人全員の現在の戸籍（３ヶ月以内のもの）

《受遺者がいる場合》
該当する上記１～３に加えて，受遺者の現在の戸籍（３ヶ月以内のもの）

《申立人が，相続人や受遺者ではない場合》
申立人の身分を証明するもの（免許証・保険証・パスポート等）の写し